

A 所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です

方法1 春日部税務署で申告する

還付申告をされるかたについては1月から春日部税務署で申告を受け付けています。

日時 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日は休み)、午前9時～午後5時、受付午前8時30分～午後4時

※2月24日(月)、3月1日(日)は受け付けています。

場所 春日部税務署

※税務署は駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

☎春日部税務署 ☎733-2111

方法2 春日部税務署へ郵送または収受箱へ投函する

確定申告書は税務署へ郵送や、土・日曜日に税務署の時間外収受箱へ投函できます。申告書は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」で、案内に従って入力することで作成できます。確定申告に関する質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」で調べることができます。

方法3 インターネットで申告する

申告書を国税庁ホームページで作成し、e-Taxを利用することで、パソコンやスマートフォンから確定申告ができます。詳細はe-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

方法4 税理士による所得税の還付申告・確定申告無料相談

日時 2月3日(月)～14日(金) (土・日曜日、祝日、2月4日(火)は休み)、午前9時30分～正午、午後1時～4時

場所 各税理士事務所

対象 所得税が還付されるかたのうち、年金を受けているかた、給与所得者で医療費控除を受けるかた、年の途中で退職・就職したかた(住宅借入金等特別控除を受けるかた、給与や年金以外の所得があるかたを除く)

※有料の場合もあります。事前にご確認ください。

☎関東信越税理士会春日部支部事務局 ☎738-7470

方法5 市・県民税申告会場(12ページ参照)で申告する

事業所得、農業所得、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」を、医療費控除を受けるかたは「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」をあらかじめ作成してお持ちください。次の申告は、お受けできませんので、春日部税務署で申告してください。

- 事業所得・農業所得・不動産所得で収支内訳書を作成していない申告
- 平成30年分以前の確定申告
- 青色申告 ●源泉徴収票のない還付申告
- 分離課税(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、退職所得など)の申告
- 住宅借入金等特別控除(証明書がない場合)の申告
- 住宅耐震改修特別控除の申告
- 外国税額控除の申告 ●雑損控除の申告

B 市・県民税の申告が必要です

※申告会場と申告に必要なものは12ページでご確認ください。

ご自身で記入した申告書を、市税務課 [〒349-0193、所在地記載不要] へ郵送または持参して提出することもできます。確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。

C 市・県民税の申告は必要ありません

所得税、市・県民税の申告はお早めに

所得税の申告・還付申告

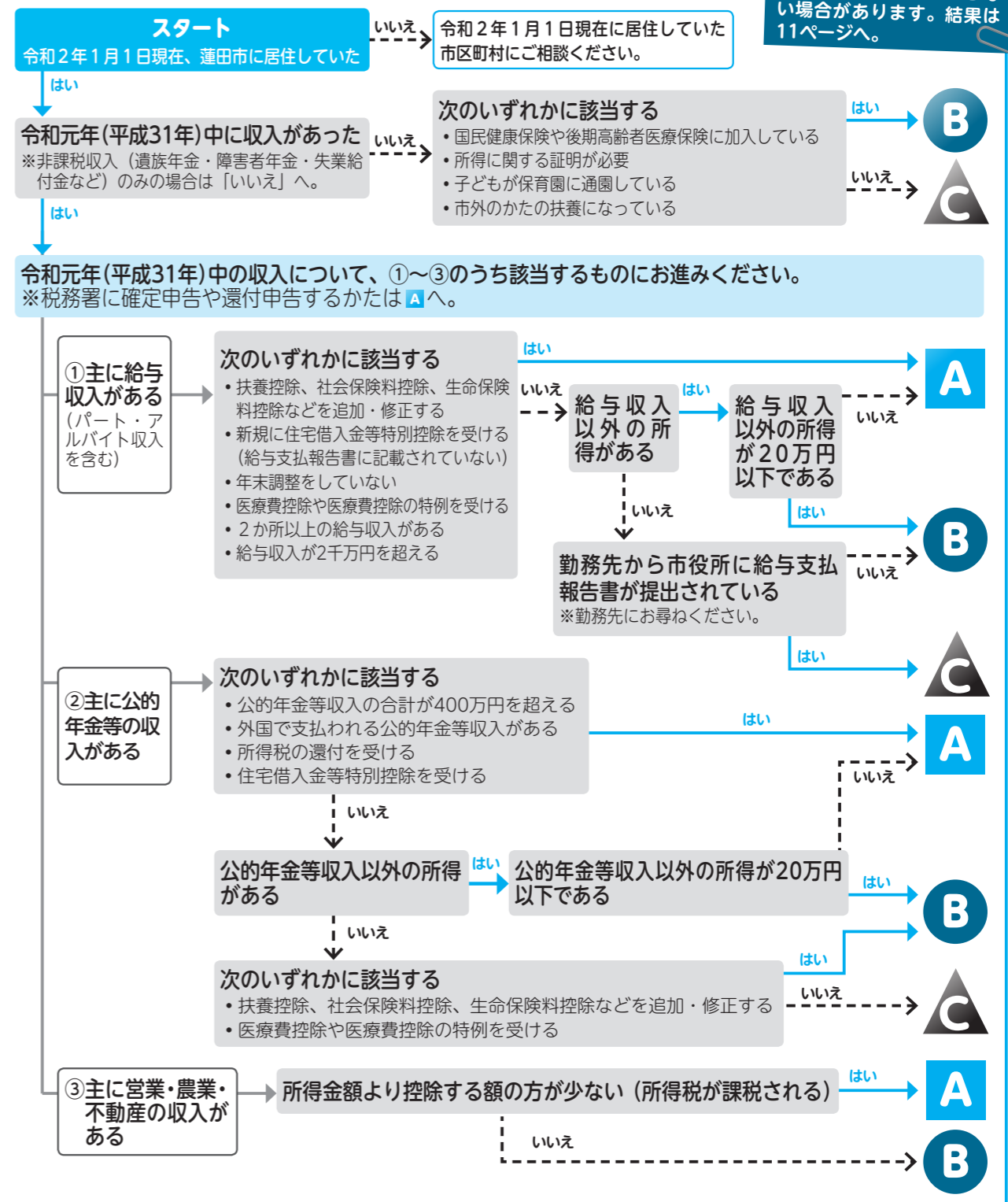
春日部税務署 ☎733-2111
(〒344-8686、春日部市大沼2-12-1)

市・県民税の申告

税務課市民税担当 ☎768-3111 (内線) 127

フローチャートで、申告が必要かどうか確認しましょう

フローチャートは一般的な目安のため、当てはまらない場合があります。結果は11ページへ。



医療費控除(医療費控除の特例)を適用されるかたへ



市・県民税の申告会場及び申告に必要なもの

申告関係書類は、市税務課、駅西口連絡所、平野連絡所で入手できます。

2 税務課市民税担当 (内線) 127

市・県民税申告会場

受付時間 午前の部：午前9時～11時
午後の部：午後1時～4時

◆市役所3階303会議室

日 程	対象地区	税理士
2月12日(水)	川島、桜台、笹山	○
2月13日(木)	黒浜3800番地まで	○
2月14日(金)	黒浜3801番地以降	○
2月17日(月)	西城、城、南新宿	○
2月18日(火)	緑町、藤ノ木	○
2月19日(水)	椿山1・2丁目	○
2月20日(木)	椿山3・4丁目	○
2月21日(金) 午前の部のみ	江ヶ崎	-
2月25日(火)	大字馬込、馬込2～6丁目	-
2月26日(水)	大字蓮田、蓮田3～5丁目	-
2月27日(木)	綾瀬、山ノ内、西新宿	-
2月28日(金) 午前の部のみ	関山	-

◆中央公民館

日 程	対象地区	税理士
3月2日(月)	上、見沼町、本町	-
3月3日(火)	東1丁目、東3～5丁目	-
3月4日(水)	東2・6丁目、末広	-
3月5日(木)	蓮田1・2丁目、馬込1丁目	-
3月6日(金) 午前の部のみ	御前橋	-

◆コミュニティセンター

日 程	対象地区	税理士
3月9日(月)	関戸3000番地まで	-
3月10日(火)	関戸3001番地以降	-
3月11日(水)	根金、貝塚	-
3月12日(木)	高虫、上平野	-
3月13日(金) 午前の部のみ	駒崎、井沼	-
3月16日(月) 午前10時～正午	駒崎、井沼	-

※市役所1階の税務課窓口では受付できません。
※指定日に都合のつかないかたは、日程表の期間中で都合のよい日にお越しください。
※税理士に相談したい場合は、対象地区にかかわらず〇がついている日にお越しください。なお、相談内容は所得税のみで贈与税等の他の相談は行っていません。

市・県民税の申告に必要なもの

市・県民税申告書、添付書類台紙	1月下旬に送付します。申告が必要なかたで届いていない場合は、市税務課または市・県民税申告会場(上記日程のみ)へお越しください。
申告者の個人番号確認書類	個人番号カード(裏面)・通知カード・個人番号記載の住民票のいずれかの原本または写し
申告者の本人確認書類	個人番号カード(表面)・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者の個人番号・生年月日・住所が確認できるもの ※写しの提出は不要です。
令和元年(平成31年)中の所得の分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、勤務先で交付等の手続きをしてください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
印鑑	
税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがき(届いているかたのみ)	

医療費控除を適用されるかたは、①、②のいずれかの書類の提出が必要です。

- ① 医療費控除の明細書、保険組合が発行した医療費通知
- ② セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組みを明らかにする書類(健康診断・検診等の結果通知、予防接種の領収書等)

医療費控除に関する明細書の提出義務化

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要となりました。また、保険組合が発行した医療費通知を添付すると、医療費控除の明細書の記入を省略できます。医療費通知書を添付できない場合は、領収書をもとに医療費控除の明細書を記入してください。領収書は提出不要となりますが、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、5年間保存する必要があります。

おむつ使用証明書等、医師等が発行した証明書の添付は省略できません。令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできますが、令和2年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行ったかたが、特定一般用医薬品等購入費(医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

一定の取組みの例

- 健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- 予防接種(定期接種、インフルエンザの予防接種)
- 勤務先で実施する定期健康診断
- 特定健康診査(メタボ検診)、特定保健指導
- 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

2 春日部税務署 ☎733-2111

介護保険関係の控除証明

確定申告に係る介護保険関係の控除証明を発行します。

障害者控除等対象者認定書

障害者手帳をお持ちでないかたでも、要介護の認定を受けている65歳以上のかたで、申請により身体障がい者などに準ずるとして認められた場合、「障害者控除等対象者認定書」を発行します。要介護認定を受けているかたで、認定調査票や主治医意見書の記載内容に基づき、一定の要件を満たす場合に証明が受けられます。介護保険被保険者証が必要です。

主治医意見書記載事項確認書

要介護等の認定を受けていて、おむつ代の医療費控除が2年目以降のかたは、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、主治医意見書の項目が判定基準に該当する場合に、市が発行する「主治医意見書記載事項確認書」でも対応できます。前年に申告したことが分かる書類(確定申告書の控え、おむつ使用証明書の写しなど)が必要ですが、

※各証明書は、市の保有する書類の関係上発行できない場合があります。また、発行までに1週間程度を要しますのでご了承ください。

2 長寿支援課介護保険担当 ☎77600
3111 (内線) 145